

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。
2. 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴わない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1 - 1 - 51 低入札価格調査制度対象工事

1. 低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合には、重点監督の対象となるため、受注者はこれに応じなければならない。
2. 受注者は、低入札価格調査制度調査対象となった工事については、発注者が別途指示するところに従い、施工時確認調査等の調査に協力しなければならない。
3. 主任技術者又は監理技術者の専任配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査における調査基準価格を下回った価格で契約する場合は、主任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者2名を専任で配置しなければならない。

1 - 1 - 52 道路構造物の記録保存 (削除)

1 - 1 - 53 道路舗装構成等の記録保存 (削除)

止しなければならない。

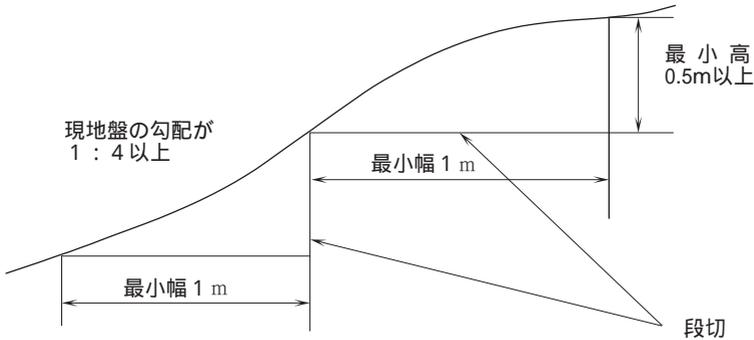


図2-1 盛土の基礎となる地盤の段切

3. 受注者は、築堤の盛土工の施工において、一層の仕上り厚を30cm以下とし、平坦に締固めなければならない。
4. 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。
また、樋管等の構造物がある場合には、盛土を両側から行き、過重な偏土圧のかからないように盛土し、締固めなければならない。
5. 受注者は、盛土材料に石が混入する場合には、その施工にあたって石が一ヶ所に集まらないようにしなければならない。
6. 受注者は、盛土工の作業終了時または作業を中断する場合は、表面に4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。
7. 受注者は、締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。
8. 受注者は、盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに監督員に報告しなければならない。
9. 受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。

起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。

8. 受注者は、プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合には、シーす内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶乾重量に対しNaClに換算して0.03%以下としなければならない。

9. 再生碎石の粒度は、表2-4の規格に適合するものとする。

なお、再生碎石は、一年に1回以上、公的試験機関で粒度試験を実施し、品質を確認している工場から出荷される碎石を使用するものとする。

2-3-2 セメントコンクリート用骨材

1. 細骨材及び粗骨材の粒度は、表2-1、2の規格に適合するものとする。

表2-1 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレパッドコンクリートの細骨材の粒度の範囲

(1) 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリート

ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの重量百分率 (%)
10	100
5	90 ~ 100
2.5	80 ~ 100
1.2	50 ~ 90
0.6	25 ~ 65
0.3	10 ~ 35
0.15	2 ~ 10 [注1]

[注1] 砕砂あるいはスラグ細骨材を単独に用いる場合は、2~15%にしてよい。混合使用する場合で、0.15mm通過分の大半が砕砂あるいはスラグ細骨材である場合には15%としてよい。

[注2] 連続した2つのふるいの間の量は45%を超えないのが望ましい。

[注3] 空気量が3%以上で単位セメント量が250kg/m³以上のコンクリートの場合、良質の鉱物質微粉末を用いて細粒の不足分を補う場合等に0.3mmふるい及び0.15mmふるいを通るものの質量百分率の最小値をそれぞれ5及び0に減らしてよい。

(2) プレパッドコンクリート

ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの重量百分率 (%)
2.5	100
1.2	90 ~ 100
0.6	60 ~ 80
0.3	20 ~ 50
0.15	5 ~ 30

表2-2 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレバッドコンクリート

の粗骨材の粒度の範囲

(1) 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリート

ふるいの呼び 寸法(mm) 粗骨材の 最大寸法(mm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)								
	50	40	25	20	15	13	10	5	2.5
40	100	95～ 100	—	35～ 70	—	—	10～ 30	0～ 5	—
25	—	100	95～ 100	—	30～ 70	—	—	0～ 10	0～ 5
20	—	—	100	90～ 100	—	—	20～ 55	0～ 10	0～ 5
10	—	—	—	—	—	100	90～ 100	0～ 10	0～ 5

(2) プレバッドコンクリート

最 小 寸 法	15mm以上。
最 大 寸 法	部材最小寸法の1/4以下かつ鉄筋コンクリートの場合は、 鉄筋のあきの1/2以下。

(H28.10.1 改正)

第8節 瀝青材料

2 - 8 - 1 一般瀝青材料

1. 舗装用石油アスファルトは、表2 - 15の規格に適合するものとする。
2. ポリマー改質アスファルトの性状は、表2 - 19の規格に適合するものとする。なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2 - 19に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。

表2 - 19 ポリマー改質アスファルトの標準的性状

項目	種類	型	型	型		H型	
	付加記号			型 W	型 WF	H型 F	
軟化点		50.0以上	56.0以上	70.0以上		80.0以上	
伸度	(7) cm	30以上					
	(15) cm	5.0以上	30以上	50以上		50以上	
タフネス (25) N・m		2.5以上	8.0以上	16以上		20以上	
テナシティ (25) N・m			4.0以上				
粗骨材の剥離面積率 %				5以下			
フラス脆化点					- 12 以下		- 12 以下
曲げ仕事量 (- 20) kPa							400以上
曲げスティフネス (- 20) MPa							100以下
針入度 (25) 1/10mm		40以上					
薄膜加熱質量変化率 %		0.6以下					
薄膜加熱後の針入度残留率 %		65 以上					
引火点		260以上					
密度 (15) g/m ³		試験表に付記					
最適混合温度		試験表に付記					
最適締固め温度		試験表に付記					

付加記号の略字 W：耐水性 (Water resistance) F：可撓性 (Flexibility)

工のり面工・斜面安定工指針」により、種子の特性、施工時期や発芽率等を考慮のうえ、植生工材料の種類、品質、配合を決定し、施工前に配合表を監督員に提出し承諾を得なければならない。

なお、植生工材料の種類、品質、配合の決定にあたっては、草刈り等の維持管理を考慮し矮性種の採用についても検討すること。

また、河川堤防の法面（川表、川裏とも）においては、堤防を弱体化させる種子（菜の花、ホワイトクローバ、クズ等）や草丈が高くなる種子は使用しないものとする。

3. 受注者は、肥料が設計図書に示されていない場合は、使用植物の育成特性や土壌特性及び肥効期間等を考慮して決定し、品質規格証明書を照合した上で、監督員の確認を受けなければならない。
4. 受注者は、芝付けを行うにあたり、芝の育成に適した土を敷均し、締固めて仕上げなければならない。
5. 受注者は、現場に搬入された芝は、すみやかに芝付けするものとし、直射光、雨露にさらしたり、積み重ねて枯死させないようにしなければならない。また、受注者は、芝付け後、枯死しないように養生しなければならない。なお工事完了引渡しまでに枯死した場合は、受注者は、その原因を調査し、監督員に報告するとともに、再度施工し、施工結果を監督員に報告しなければならない。
6. 受注者は、張芝、筋芝、人工張芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に張る芝をいうものとする。なお、図1-1によりがたい場合は、施工方法について監督員と協議すること。

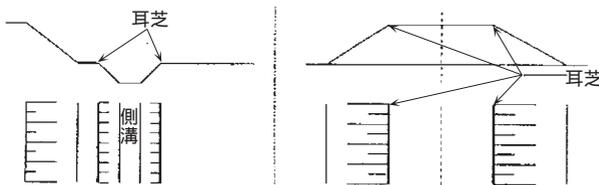


図1-1 耳芝

7. 受注者は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽

表2 - 1 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状

項目	種類		H型	
	付加記号			H型 - F
軟 化 点			80.0以上	
伸 度	(7)	cm	-	-
	(15)	cm	50以上	-
タ フ ネ ス (25)		N・m	20以上	-
テ ナ シ テ ィ (25)		N・m	-	-
粗骨材の剥離面積率		%	-	-
フ ラ ー ス 脆 化 点			-	- 12以下
曲 げ 仕 事 量 (- 20)		kpa	-	400以上
曲 げ ス テ ィ フ ネ ス (- 20)		mpa	-	100以下
針 入 度 (25)		1 / 10mm	40以上	
薄膜加熱質量変化率		%	0.6以下	
薄膜加熱後の針入度残留率		%	65 <u>以上</u>	
引 火 点			260 <u>以上</u>	
密 度 (15)		g / cm ³	試験表に付記	
最 適 混 合 温 度			試験表に付記	
最 適 締 固 め 温 度			試験表に付記	

4. タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤を使用することとし、表2 - 2の標準的性状を満足するものでなければならぬ。

表18 - 5 舗装用石油アスファルトの品質規格

項 目	種 類	種 類	
		60 ~ 80	80 ~ 100
針 入 度 (25℃) (1/10mm)		60を越え80以下	80を越え100以下
軟 化 点 (℃)		440~520	420~500
伸 度 (15℃) (cm)		100以上	100以上
三塩化エタン可溶分 (%)		99.0以上	99.0以上
引 火 点 (℃)		260以上	260以上
薄膜加熱質量変化率 (%)		0.6以下	0.6以下
薄膜加熱後針入度残留率 (%)		55以上	50以上
蒸発後の針入度比 (%)		110以下	110以下
密 度 (15℃) (g/cm ³)		<u>1.000</u> 以上	<u>1.000</u> 以上

(5) 骨 材

粗骨材は、碎石、玉砕、砂利、スラグ等を使用し、清浄、強硬、耐久的であり、細長いあるいはうすっぺらな石片、ゴミ、泥、有機物などの有害量を含んでいてはならない。

透水性アスファルト混合物に使用する骨材に要求される性状は、通常のアスファルト混合物に使用する骨材と同様と考えられるが、通常のアスファルト混合物に比べ粗骨材の使用量が多いことなどから、出来るだけ良好なものを使用し、アスファルトとの付着性、耐摩耗性、破碎抵抗性、ポリッシングに対する抵抗性、凍結融解に対する抵抗性、耐久性等に優れ、さらには均質、強硬で清浄であることを確認しなければならない。

細骨材は、砂あるいはスクリーニングスを使用し、清浄、強硬、耐久的であり、ゴミ、泥、有機物などの有害量を含まないものでなければならない。

石粉は、主として石灰岩粉末を使用し、剥離防止対策を行う必要がある場合には、全骨材重量の2%程度の消石灰またはセメントを使用しなければならない。

なお、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。

品質管理基準及び規格値

1. セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・ 覆工コンクリート(NATM)・吹付けコンクリート(NATM)を除く。 く。砂防ダムを含む。)	240
1-2. プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類)	249-1
1-2. プレキャストコンクリート製品 (JIS II 類)	249-1
1-2. プレキャストコンクリート製品 (その他)	249-1
2. ガス圧接	250
3. 既製杭工	252
4. 下層路盤	254
5. 上層路盤	260
6. アスファルト安定処理路盤	268
7. セメント安定処理路盤	268
8. アスファルト舗装	270
9. 転圧コンクリート	278
10. グースアスファルト舗装	282
11. 路床安定処理工	286
12. 表層安定処理工(表層混合処理)	288
13. 固結工	290
14. アンカー工	290
15. 補強土壁工	292
16. 吹付工	294
17. 現場吹付法砕工	298
18. 河川・海岸土工	304
19. 砂防土工	306
20. 道路土工	308
21. 捨石工	310
22. コンクリートダム	312
23. 覆工コンクリート(NATM)	318
24. 吹付けコンクリート(NATM)	326
25. ロックボルト(NATM)	332
26. 路上路盤再生工	334
27. 路上表層再生工	334
28. 排水性舗装工・透水性舗装工	336
29. ガス切断工	344
30. 溶接工	344
31. 工場製作工(鋼橋用鋼材)	350
32. 視覚障がい者誘導用ブロック	350
33. 鉄筋挿入工(ロックボルト工)	350
34. ロープネット	350
35. 無収縮モルタル	350

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
2 プレキャストコンクリート製品 (JIS I類)	材料	必須	JISマーク確認 又は「その他」の 試験項目の確認	目視 (写真撮影)	
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと
3 プレキャストコンクリート製品 (JIS II類)	材料	必須	製品検査結果(寸法・形状・外観、性能試験)※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。
			JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)	
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	セメントのアルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策実施要領」(福島県土木部)による	同 左
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリート中の塩化物総量規制実施要領(土木構造物)」(福島県土木部)による	原則0.3kg/m ³ 以下
			コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)
			コンクリートの空気量測定(凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5%(許容差)

品質管理基準及び規格値

試験基準	摘要	試験成績等による確認
	/	
全数	/	
製造工場の検査ロット毎	/	○
	/	
全数	/	
1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	/	○
1回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)	/	○
1回/日以上	/	○
1回/日以上	/	○
	/	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他(「JISマーク表示されたレディミクストコンクリート」を使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験(粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材:1.0%以下 細骨材:コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下

品質管理基準及び規格値

試験基準	摘要	試験成績等による確認
1回/月以上および産地が変わった場合。	/	○
1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び碎石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
1回/年以上および産地が変わった場合。	/	○
1回/月以上および産地が変わった場合。 (微粒分量の多い砂1回/週以上)	/	○
1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
1回/月以上及び産地が変わった場合。	/	○
砂、砂利： 製作開始前、1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。	/	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他(←JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く)	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)
			コンクリート用混和材 ・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6205 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201(フライアッシュ) JIS A 6202(膨張材) JIS A 6204(化学混和剤) JIS A 6205(防せい剤) JIS A 6206(高炉スラグ微粉末) JIS A 6207(シリカフェューム)
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上
	必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	
	施工	必須	製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)	目視検査(写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと

品質管理基準及び規格値

試験基準	摘要	試験成績等による確認
1回/月以上	/	○
1回/月以上	/	○
1回/月以上 ただし、JIS A 6202(膨張剤)は、1回/3ヶ月以上、JIS A 6204(化学混和剤)は、1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	○
1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
1回/月又は入荷の都度	試験成績表による。	○
全数	/	

品質管理基準及び規格値

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
工事開始前、材料の変更時		○
工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前、工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○

品質管理基準及び規格値

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
工事開始前及び工事中 1 回/年以上。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○
2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材令28日）。		
2回/日（午前・午後）以上		
40mに1回（横断方向に3ヶ所）		
1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定		
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○

品質管理基準及び規格値

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
工事開始前、工事中1回/6か月以上。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	

品質管理基準及び規格値

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
<p>コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。</p>	<p>・総使用量が50m³未満の場合は1回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。</p> <p>・骨材で海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502、503)を監督員と協議の上また、特記仕様書の規定により行う。</p>	
<p>・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。</p>	<p>総使用量が50m³未満の場合は1回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。</p>	
<p>吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。</p>	<p>総使用量が50m³未満の場合は1回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。</p>	
<p>・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。</p>	<p>総使用量が50m³未満の場合は1回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。</p>	
<p>品質に異常が認められた場合に行う。</p>		
<p>同 左</p>		○
<p>工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。</p>		○
<p>工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。</p>	<p>JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高路スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)</p>	○

品質管理基準及び規格値

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
工事開始前、工事中 1回/6か月以上。	<ul style="list-style-type: none"> レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 	○
工事開始前及び工事中 1回/1年以上。	<ul style="list-style-type: none"> 総使用量が50m³未満の場合は1回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 	
工事開始前及び工事中 1回/1年以上。	<ul style="list-style-type: none"> 総使用量が50m³未満の場合は1回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 	
<ul style="list-style-type: none"> 圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。 	<ul style="list-style-type: none"> 総使用量が50m³未満の場合は1回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 	
<p>1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 参考値：18N/mm²以上（材令28日） 総使用量が50m³未満の場合は1回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 	

品質管理基準及び規格値

試験基準	摘要	試験成績表等による確認								
<p>コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。</p>	<p>・総使用量が50m³未満の場合は1回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材で海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502、503)、または設計図書の規定により行う。</p>									
<p>・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。</p>	<p>総使用量が50m³未満の場合は1回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。</p>									
<p>設計図書による。</p>										
<p>品質に異常が認められた場合に行う。</p>										
<p>当初及び土質の変化した時。</p>	<p>監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</p>									
<p>当初及び土質の変化した時。</p>										
<p>当初及び土質の変化した時。</p>										
<p>当初及び土質の変化した時。</p>										
<p>当初及び土質の変化した時。</p>										
<p>必要に応じて。</p>										
<p>必要に応じて。</p>										
<p>必要に応じて。</p>										
<p>必要に応じて。</p>										
<p>必要に応じて。</p>										
<p>必要に応じて。</p>										
<p>築堤は、1,000m³に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。</p> <p>1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。</p>	<p>・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</p>									
<p>築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。</p>	<p>・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</p>									
<table border="1"> <tr> <td>面積 (㎡)</td> <td>500未満</td> <td>500以上 1000未満</td> <td>1000以上 2000未満</td> </tr> <tr> <td>測定 点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積 (㎡)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定 点数	5	10	15		
面積 (㎡)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満							
測定 点数	5	10	15							

品質管理基準及び規格値

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<p>コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。</p>	<p>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502、503)、または設計図書の規定により行う。</p>	
<p>2回/日(午前1回、午後1回)、および荷卸し時に品質変化が認められたとき。</p>	<p>その他は、「福島県レディミクストコンクリート単位水量測定要領」による。</p>	
<p>・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。</p>		
<p>・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。</p>		

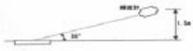
品質管理基準及び規格値

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<p>1回3ヶ</p> <p>1. 1ブロック1リフトのコンクリート量500m³未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m³以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。</p> <p>2. 1ブロック1リフトコンクリート量500m³以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。</p> <p>3. ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。</p> <p>4. 上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。</p>		
<p>1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。</p>		
<p>1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。</p>	<p>参考値：2.3t/m³以上</p>	
<p>1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。</p>		
<p>1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。</p>		
<p>1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。</p>		
<p>同 左</p>		○
<p>工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。</p>		○
<p>工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。</p>	<p>JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材—第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材—第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材—第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)</p>	○
<p>工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。</p>		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
30 溶接工	施工	必須	外観形状検査(アークスタッド)	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整:余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラックおよびスラグ巻込み:あつてはならない。 ・アンダーカット:すどい切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ:(設計値±2mm)をこえてはならない。
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。
31 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格(主部材)	現物照合、帳票確認	機械試験
			外観検査(付属部材)	目視及び計測	JISによる
			機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる
32 視覚障がい者誘導用ブロック	施工	必須	輝度比	輝度計による測定	1.5～2.5(晴天時)
33 鉄筋挿入工(ロックボルト工)	施工	必須	引抜試験	センターホールジャッキによる軸方向引抜試験	設計耐力の荷重をかけた目視にて抜けが認められないこと。
34 ロープネット工	施工	必須	(岩部)本設アンカーの引抜試験	センターホールジャッキによる軸方向引抜試験	設計耐力の荷重をかけた目視にて抜けが認められないこと。
			(土砂部)供試体アンカーの引張試験	張力計及びチルホール・滑車等による横方向引張試験	ほぼ直角方向に設計耐力の荷重をかけた許容変位(10cm)を超えないこと。
35 無収縮モルタル	施工	必須	圧縮強度	JIS A 1108	材齢3日:25N/mm ² 以上 材齢28日:44N/mm ² 以上

品質管理基準及び規格値

試験基準	摘要	試験成績等による確認
<p>検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認より疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。</p>		
<p>外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜き取り曲げ検査を行なうものとする。</p>	<p>・余盛が包圍していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。</p>	
<p>現物とミルシートの適合性が確認できること。規格、品質がミルシートで確認できること。</p>		○
<p>JISによる</p>		
<p>JISによる</p>	<p>試験対象とする材料は監督員と協議のうえ選定する。</p>	
<p>・施工前(ブロック舗装系) ・施工後(カラー舗装系) ・視覚障がい者誘導用ブロックと路面の色彩種別毎に1回測定。 ・同一箇所において計測角度は30°、路面からの輝度計の高さは1.5mとする。 ・試験の判定は3回の測定値の平均値</p> 	<p>色彩に配慮した舗装(平板ブロックやインターロッキングブロック、カラー舗装による舗装)を施工した歩道等を対象とする。 輝度比＝誘導用ブロックの輝度(cd/m3)／舗装面の輝度(cd/m3) [輝度比が大きいほうを除算するので、ブロックと舗装面の輝度比を逆として算出する場合もある。]</p>	
<p>施工本数の3%以上。ただし、最小本数3本。</p>	<p>施工本数が3本未満の場合は全数</p>	
<p>施工斜面毎に施工本数の5%以上。ただし、最小本数3本。</p>	<p>施工本数が3本未満の場合は全数</p>	
<p>施工斜面毎に、施工本数が10本以上の場合供試体2本、施工本数が10本未満の場合供試体1本。</p>	<p>施工に先立ち耐力の確認を行った後、本施工を行うことを原則とする。</p>	
<p>1日に1回</p>		

道路舗装カード作成要領

削 除